

平成 28 年 10 月 26 日

個人会員・団体会員各位

森のようちえん全国ネットワーク  
運営委員長 内田幸一

## 解散総会併せて法人設立総会のご案内

時下、みなさまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より当団体運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度より検討を重ね、会員のみなさまにもお知らせをして進めてきた法人化ですが、ようやく動き出せる準備が整いました。新しく法人として組織を作り直し、より明確な役割を持って、会員みなさまのそして目の前の子どもたちの健やかな育ちのために、さらなる社会的役割を果たしていきたいと考えています。

つきましては、今総会を持って任意団体としては解散をし、NPO 法人「森のようちえん全国ネットワーク連盟」の設立総会を開催する運びとなりました。会場は、遠く北海道での全国フォーラム会期中となりますので、遠くご不便・ご面倒をおかけしますが、みなさまより広くご理解をいただき、ご意見をいただきたいと思ひます。以下の通り開催を計画いたしましたので、多くの方より出席していただけますようお願い申し上げます。

解散後から法人認証まで（2・3 か月の審査期間を要します）の期間は現体制の運営委員で業務、事業を行います。また、会員の皆様には、法人設立（4 月を予定）まで現会員のまま継続いただき、正式に法人設立後に継続の意思確認をさせていただきます。

### 記

#### 【森のようちえん全国ネットワーク解散総会】

日 時 平成 28 年 11 月 6 日（日） 12:30～13:10  
会 場 南北海道大沼婦人会館・林業研修センター  
出席者 個人会員・団体会員

※現規約（権能および開催）

第 16 条により、総会は本会の運営に関する重要事項を審議決定する。総会は運営委員長が招集し、当日の出席正会員を持って構成する。議事は出席者の過半数を持って決定する。ただし議決権は団体正会員及び個人正会員のみとする。

議 事 第 1 号議案 2016 年度事業報告&会計報告  
第 2 号議案 解散について  
第 3 号議案 資産の譲与について  
第 4 号議案 その他

#### 【NPO 法人 森のようちえん全国ネットワーク連盟設立総会】

日 時 平成 28 年 11 月 6 日（日） 13:15～14:00  
議 事 第 1 号議案 設立の趣意説明・設立の意思確認  
第 2 号議案 定款（案）について  
第 3 号議案 役員選出について  
第 4 号議案 設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画（案）  
第 5 号議案 設立当初の事業年度及び翌年度の活動予算（案）  
第 6 号議案 その他